

バリアフリー観光推進に向けたオンライン旅行促進事業仕様書

1 業務の目的

本県では、新型コロナウイルス感染症の影響により観光産業は長期にわたって、苦境に立たされている状況が続いており、県内の観光産業の復活のために、安全・安心な観光地の復活に向けて、「県内観光事業者向けガイドライン作成の手引き～安全安心な観光の実現に向けて～」を作成するなど観光地の安全・安心の確保の取組を進めてきており、今後、より一層、安全・安心な観光地づくりを推進していく必要がある。

これまで本県で取り組んできた、障がい者や高齢者など、誰もが安心して観光を楽しむバリアフリー観光の推進についても、新型コロナウイルス感染症の影響によりこれまで以上に移動やコミュニケーションにおける困難さに直面している状況であり、今後、「日本一のバリアフリー観光県」推進のためには、新しい生活様式に対応した三重の観光魅力を楽しむことができる新しい方法を創出していくことが必要となる。

当該業務は、障がい者や高齢者など、新型コロナウイルス感染症の影響等によって移動やコミュニケーションにおける困難さに直面する人々のニーズに応えながら、誰もが三重の観光魅力を楽しむことができる環境を整備するために、オンライン旅行の促進など、バリアフリー観光の新しい方法を創出し、観光のニューノーマルを推進することで、感染症の対策と経済活動を両立させていくことを目的に実施する。

2 契約期間

契約日から令和3年3月25日（木）まで

3 業務内容

(1) 三重のオンライン旅行コンテンツ造成

(ア) オンライン旅行コンテンツ造成

障がい者や高齢者など、新型コロナウイルス感染症の影響等によって移動やコミュニケーションにおける困難さに直面する人々のニーズに応えながら、誰もが三重の観光魅力を楽しむことができる環境を整備するために、以下の要件に沿ったオンライン旅行コンテンツを造成する。

【オンライン旅行コンテンツ造成要件】

①実施目的

障がい者や高齢者など、新型コロナウイルス感染症の影響等によって移動やコミュニケーションにおける困難さに直面する人々のニーズに応えながら、誰もが三重の観光魅力を楽しむことができる環境を整備するためのオンライン旅行であること。営利を目的とせず、当該旅行の催行によって利益を得ないこと。

②推進体制

地域のDMOや観光関係団体、観光関連事業者等と密な連携を図り、オンライン旅行コンテンツ造成の知見等を地域で共有しながら取り組むこと。コンテンツ造成にあたって必要となる現地調査や取材の調整等にあたっては、連携する地域の主体と連携しながら実施すること。

③実施方法

遠隔地体験型旅行（個人のパソコン等の端末や障がい者施設、老人ホーム等で映像中継機器やWEB会議システムなどを利用し、映像、コンピューターグラフィック、音声などのコンテンツを組み合わせることによって現地を訪問しているような体感が得られる旅行をいう。）を主として実施すること。ただし、一部に訪問地体験型旅行（旅行先においてVR等の技術を活用したコンテンツを利用することで、バリアのある観光地においても、健常者と同様の体験ができる旅行をいう。）を含めてもよいこととする。

④実施内容

旅行者が地域とのコミュニケーションを楽しむことができるコンテンツを造成し、三重の観光に対する好感度を高め、将来の誘客につなげるため、現地の魅力の紹介や参加者とのコミュニケーションなどを行う地域での旅行のコーディネーターを手配すること。また、秋の行楽シーズン、お正月等の旅行シーズンに楽しんでいただける内容で実施すること。

（イ）情報発信

造成したオンライン旅行コンテンツに関する情報発信を行うこと。また、当該コンテンツの動画を制作し、三重県観光連盟公式WEBサイト「観光三重」等での情報発信を行うこと。加えて、オンライン旅行コンテンツに関連する三重県のバリアフリー観光情報の発信も行うこと。

（2）ナレッジ集の作成

オンライン旅行コンテンツ造成事業から得られた知見、造成のプロセス、成果等を集約し、オンライン旅行コンテンツの造成方法や旅行者の参加促進を推進するノウハウを提供できるマニュアルとして活用し、これから新たに観光コンテンツの造成等を試みる三重県内の観光事業者・地域関係者へ共有するためのナレッジ集を作成すること。

※留意事項

- ・ 事業実施にあたって連携する事業者、団体等を明確にすること。
- ・ 人員の体制など実施体制を明確にすること。
- ・ 事業実施に当たっては、提案事項をもとに事業の内容・詳細を三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・ 仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・ 作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。
- ・ 各業務に係る事務等の一切の経費は、全て当初の契約金額に含むこと。

4 契約条件

- （1）委託業務名 : バリアフリー観光推進に向けたオンライン旅行促進事業
- （2）委託期間 : 契約の日から令和3年3月25日（木）まで
- （3）成果品 : 下表のとおり
- （4）成果品の提出期限 : 下表のとおり

成果品	提出期限	部数、内容等
オンライン旅行コンテンツ	三重県が別途指定した日	・ 1以上のコンテンツ
動画	三重県が別途指定した日	・ ファイル形式：MP4（動画） ・ DVD、HDD等の記録媒体にて納品
ナレッジ集	令和3年3月25日（木）まで	・ 電子媒体
報告書	令和3年3月25日（木）まで	・ A4版 ・ 電子媒体

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

6 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

7 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。また、調査・分析・検討についても同様とし、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとします。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとします。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合があります。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL 形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとします。

(5) 留意事項

ア 本事業により制作された制作物の著作権は、三重県に帰属するものとします。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとするが、三重県が本業務及び本業務終了後に無償で使用及び翻訳する権利を有するものとします。

イ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

ウ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

（ウ）委託者に報告すること。

（エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

エ 受託者がウの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

オ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

以 上